

令和 6 年 8 月 20 日

株主及び債権者各位

川崎市幸区堀川町 580 番地 16
黒田精工株式会社
代表取締役 黒田 浩史

合併公告

当社（甲）は、令和 6 年 10 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、クロダイインターナショナル株式会社（乙、本店住所：川崎市幸区堀川町 580 番地 16）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。この合併により、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになります。

なお、甲は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の決議を経ずに合併することを決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はありません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この吸収合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出下さい。
3. 甲乙両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）<http://www.kuroda-inter.co.jp/>

以上